

給驛傳璽書、謂之鋪馬聖旨」(『元史兵志』)といへる鋪馬聖旨は即ち之にして、使者・旅行者が驛傳によりて進發する時は、各站に於て供給すべき人馬食糧の數等を始め、其の他所要の事項を記載せしものなりとす。前出『元史』に文字牌面と區別して記せるは即ち之が爲にして、站を使用するものは必ず此の兩者を携へざる可らざりしなり。而して此の兩者の權威は實に絶對的のものにして、一たび此の如くにして發遣せられたる使節・旅行者は、凡そ蒙古領内の何れの地、また何れの汗國たるを問はず(蒙古領國は成吉思汗の後四分せられて四子の分領する處となれりその各々を各汗國と云ふ)其の權利を行使するを得たりしなり。

ハ 站の設備・站の維持・各站の距離 『元史』站赤篇に「太宗元年十一月、勅諸牛鋪馬站、每一百戸置漢車一十具、各站俱置米倉、站戸毎年一牌内、納米一石、令百戸一人掌之、比使臣、毎日支肉一斤麵一斤米一升酒一瓶」と記せり。站戸とは站の費用を維持する爲に站附近の民戸の數を限りて之に附屬せしむるものにして、一牌即ち十戸より納入すべき米一石、百戸よりする車十具は即ちその租稅なりしなり。されど思ふに站戸の負擔は、必らずここに定めしより以上のものありしなるべく、站に備ふる馬匹の飼養、或は馬匹の供給すらも、その負擔する處なりしなるべし。何となれば當時徵稅の方法は、丁稅と地稅とを併せて施行したものにして、人少くして地多き時は地稅を徵し、地少くして人多き時は丁稅を徵したり、而してまた絲料、包銀等の科差の法ありて、戸の上下によりて等を差して課稅せり、站戸は站の維持の爲に普通の民戸を限りて之に充つるものにして、其の租稅負擔の額に於ては、もとより他の人戸と輕重の差あるべからざるは、其の原則なり。而して今普通民戸の丁稅或は地稅と、及び其の科差とを合して、之を站戸の負擔に比する時は、十戸米一石、百戸漢車十具の納入のみにては、到底その權衡